

豊明市子育て情報誌「すくすくこども」協働発行に係るヒアリング審査実施要領

1. 目的

本要領は、妊娠期から子育て世帯に向けた行政情報等を提供するための豊明市子育て情報誌「すくすくこども」(以下「冊子」という。)を協働で発行することを目的とし、冊子の協働発行を実施する事業者の選定にあたり、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1)業務名

豊明市子育て情報誌「すくすくこども」協働発行業務

(2)業務内容

豊明市子育て情報誌「すくすくこども」協働発行業務仕様書のとおり

(3)配布期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

ただし、市は協働発行者と協議のうえ、配布期間を変更することができる。

(4)発行部数

2,000部

(5)費用負担

冊子の発行に要する、企画、編集、印刷、製本及び納品等の経費は協働発行者が負担し、市は一切の費用を負担しない。

3. 実施形式

ヒアリング審査

4. スケジュール

公募開始	令和7年8月4日(月)
応募受付締切	令和7年8月22日(金)
ヒアリング審査	令和7年8月下旬～9月上旬(予定)

5. 応募資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (2) 豊明市暴力団排除条例(平成24年豊明市条例第24号)に定める暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

- (3) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 役員のうちに(1)から(6)までのいずれかに該当する者を含む者
- (8) (1)から(7)までに掲げる者のほか、その行った事業(過去5年以内に行ったものに限る。)に関して関係法令の違反その他の不適切な行為をした等の理由により、事業を行わせることが不適切であると認められる者

6. 応募の手続き

(1) 提出書類

応募を希望する事業者は、本実施要領、仕様書を理解した上で、次に掲げる書類を提出する。

- ① 申込書(様式1)・・・1部
- ② 応募資格誓約書(様式2)・・・1部
- ③ ヒアリングシート(様式3)・・・1部
- ④ 会社概要(パンフレット等)・・・1部
- ⑤ 実績が確認できる資料(過去3年以内の実績一覧、他自治体冊子等)

※提出書類は一切返却しない。

(2) 提出方法

次の方法のいずれかの方法により提出する。

- ① 持参
- ② メール(件名を「子育て情報誌協働発行事業」とする。)
- ③ 郵送(提出期日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。)

(3) 提出期日

令和7年8月22日(金)午後5時まで

(4) 提出先

豊明市健康福祉部子育て支援課 (E-mail : koshien@city.toyoake.lg.jp)

7. 審査及び選定等

ヒアリング審査は以下のとおりとする。

(1) 日時

令和7年8月下旬～9月上旬 ※日時、会場については追って連絡する。

(2)審査項目及び審査基準

審査項目	点数
冊子のサイズ	5点
刷色・製本	10点
紙質	10点
全体の頁数	5点
広告掲載の頁数	10点
電子媒体での納品	5点
冊子の納品	10点
校正回数	5点
掲載内容の充実	10点
合計	70点

(3)選定方法

提出された書類の内容についてヒアリング審査(非公開)を行い、最も評価の高い事業者を事業実施候補者として選定する。

(4)結果通知

審査結果は、選定後速やかに応募事業者へ書面にて通知する。

(5)協定の締結

選定された事業者は、市と事業内容について協議のうえ、合意した場合は協定を締結する。
なお、事業実施候補者と協議のうえ合意しなかった場合は、次順位のものを新たな事業実施候補者として選定する。

8. 留意事項

(1)費用負担

提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者負担とする。

(2)応募辞退の場合

書類提出後、都合により辞退することになった場合は、速やかに辞退届を豊明市健康福祉部子育て支援課に提出すること。

(3)失格事項

業務期間において応募資格要件に抵触する問題が生じた場合には、協定を取消すものとする。

9. 問合せ先

〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1
豊明市健康福祉部 子育て支援課 おやか健やか係
TEL0562-85-3950
E-mail:koshien@city.toyoake.lg.jp